

国立大学法人東京農工大学工事請負契約細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学工事請負契約細則を次のとおり改正する。

現 行	改 正 案	備 考
<p>国立大学法人東京農工大学工事請負契約細則</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16 経 細則第20号</p> <p>第1条 省略 (契約担当役)</p> <p>第2条 <u>この細則において「契約担当役」とは、本学会計規則第4条第2項に規定する契約担当役をいう。</u></p> <p>第3条～第6条 省略</p> <p>(入札の執行)</p> <p>第7条 契約担当役は、競争加入者に入札書を提出させるときは、当該入札書を封書に入れ密封させ、かつ、その封皮に氏名(法人の場合は、その名称又は商号)を明記させ、当該封書を入札執行の場所に提出させなければならない。</p> <p>第8条～第9条 省略</p> <p>(契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者とし不在の場合の基準等)</p> <p>第10条 契約担当役は、予定価格が一千万円を超える工事についての請負契約について契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準は、次の各号の一に該当する場合とし、その場合にあつては最低価格の入札者を直ちに落札者とし不在のものとする。</p> <p>一 予定価格算出の基礎となった<u>直接工事費から直接仮設工事費相当額を控除した額</u>を下廻る入札価格であった場合</p> <p>二 工事の請負契約で前号の規定を適用することができないものについては、競争入札ごとに</p>	<p>第1条 省略(現行どおり) (定義)</p> <p>第2条 <u>この細則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>一 <u>契約担当役 本学会計規則第4条第2項に規定する契約担当役をいう。</u></p> <p>二 <u>電子情報処理組織 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。</u></p> <p>第3条～第6条 省略(現行どおり)</p> <p>(入札の執行)</p> <p>第7条 契約担当役は、競争加入者に入札書を提出させるときは、当該入札書を封書に入れ密封させ、かつ、その封皮に氏名(法人の場合は、その名称又は商号)を明記させ、当該封書を入札執行の場所に提出させなければならない。</p> <p><u>2 契約担当役は、競争加入者に電子情報処理組織を使用する方法により入札書を提出させるときは、前項の規定にかかわらず、当該入札書その内容が認知できない方法により、入札執行の場所に提出させなければならない。</u></p> <p>第8条～第9条 省略(現行どおり)</p> <p>(契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者とし不在の場合の基準等)</p> <p>第10条 契約担当役は、予定価格が一千万円を超える工事についての請負契約について契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準は、次の各号の一に該当する場合とし、その場合にあつては最低価格の入札者を直ちに落札者とし不在のものとする。</p> <p>一 <u>競争入札ごとに予定価格の10分7から10分の9までの範囲内で、予定価格算出の基礎となった直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の額にそれぞれ契約担当役が定める割合を乗じて得た額の合計額</u>を下廻る入札価格であった場合</p> <p>二 工事の請負契約で前号の規定を適用することができないものについては、競争入札ごとに</p>	

<p>契約担当役が定める割合を当該競争の予定価格に乗じて得た額を下廻る入札価格であった場合</p> <p>第11条～第22条 省略</p> <p>別記第1号 第一～第三十三 省略</p> <p>(前金払)</p> <p>第三十四第1項～第5項 省略</p> <p>6 請負者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの仮払い金額が減額後の請負代金額の十分の五(第三項の規定により中間仮払い金の支払を受けているときは十分の六)を超えるときは、請負者は、請負代金額が減額された日から三十日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第三十七又は第三十八の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。</p> <p>第7項 省略</p> <p>8 発注者は、請負者が第六項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年五パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</p> <p>第三十五～第三十九 省略</p> <p>(履行遅滞の場合における損害金等)</p> <p>第四十 請負者の責に帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を請負者に請求することができる。</p> <p>2 前項の損害金の額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>年三・六パーセント</u>の割合で計算した額とする。</p> <p>3 発注者の責に帰すべき事由により、第三十二第二項(第三十八において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、請負者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年三・六パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。</p> <p>第四十一～第四五 省略</p>	<p>、10分7から10分の9までの範囲内で契約担当役が定める割合を当該競争の予定価格に乗じて得た額を下廻る入札価格であった場合</p> <p>第11条～第22条 省略(現行どおり)</p> <p>別記第1号 第一～第三十三 省略</p> <p>(前金払)</p> <p>第三十四第1項～第5項 省略(現行どおり)</p> <p>6 請負者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの仮払い金額が減額後の請負代金額の十分の五(第三項の規定により中間仮払い金の支払を受けているときは十分の六)を超えるときは、請負者は、請負代金額が減額された日から三十日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第三十七又は第三十八の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。</p> <p>第7項 省略(現行のとおり)</p> <p>8 発注者は、請負者が第六項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣の定める率(以下「遅延防止法により定める率」という。)</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</p> <p>第三十五～第三十九 省略(現行どおり)</p> <p>(履行遅滞の場合における損害金等)</p> <p>第四十 請負者の責に帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を請負者に請求することができる。</p> <p>2 前項の損害金の額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>遅延防止法により定める率</u>の割合で計算した額とする。</p> <p>3 発注者の責に帰すべき事由により、第三十二第二項(第三十八において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、請負者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>遅延防止法により定める率</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。</p> <p>第四十一～第四十五 省略(現行のとおり)</p>	
---	---	--

<p>(解除に伴う措置)</p> <p>第四十六 発注者は、契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を請負者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を請負者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。</p> <p>2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、請負者の負担とする。</p> <p>3 第一項の場合において、第三十四の規定による仮払い金があったときは、当該仮払い金の額(第三十七の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した仮払い金の額を控除した額)を第一項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの仮払い金額になお余剰があるときは、請負者は、解除が第四十三の規定によるときにあっては、その余剰額に仮払い金の支払の日から返還の日までの日数に応じ<u>年三・六パーセント</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第四十四又は第四十五の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>第4号～第8号 省略</p> <p>第四十七 省略</p> <p>(賠償金等の徴収)</p> <p>第四十八 請負者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで<u>年五パーセント</u>の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。</p> <p>2 前項の追徴をする場合には、発注者は、請負者から遅延日数につき<u>年五パーセント</u>の割合で計算した延滞金を徴収する。</p> <p>第四十九～第五十一 省略(現行のとおり)</p> <p>附 則 省略</p>	<p>(解除に伴う措置)</p> <p>第四十六 発注者は、契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を請負者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を請負者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。</p> <p>2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、請負者の負担とする。</p> <p>3 第一項の場合において、第三十四の規定による仮払い金があったときは、当該仮払い金の額(第三十七の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した仮払い金の額を控除した額)を第一項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの仮払い金額になお余剰があるときは、請負者は、解除が第四十三の規定によるときにあっては、その余剰額に仮払い金の支払の日から返還の日までの日数に応じ<u>遅延防止法により定める率</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第四十四又は第四十五の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>第4号～第8号 省略(現行のとおり)</p> <p>第四七 省略(現行のとおり)</p> <p>(賠償金等の徴収)</p> <p>第四十八 請負者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで<u>国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条の規定により財務大臣の定める率(以下「債権管理法施行令により定める率」という。)</u>の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。</p> <p>2 前項の追徴をする場合には、発注者は、請負者から遅延日数につき<u>債権管理法施行令により定める率</u>の割合で計算した延滞金を徴収する。</p> <p>第四十九～第五十一 省略(現行のとおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p>	
--	---	--

附 則 (21細則第2号)

この細則は、平成21年10月5日から施行する。ただし、別記第1号の第三四第8項、第四十第2項、同第3項、第四十六第3項、第四十八第1項、及び同第2項に定める割合についての改正規定を除き、平成21年7月1日以降に契約締結するものから適用する。